

北海道感染症対策連絡本部設置要綱

(趣旨)

第1条 感染症対策の推進及び関係機関等との連携等を図るため、「北海道感染症対策連絡本部」(以下、「連絡本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の五類感染症への移行に関すること
- (2) 新たな感染症危機への備えに関すること
- (3) 病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の初動に関すること
- (4) その他、必要な事項に関すること

(組織)

第3条 連絡本部には、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充て、連絡本部の事務を総理する。
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐し、連絡本部の事務を整理するとともに、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、副知事、警察本部長、教育長、公営企業管理者、病院事業管理者、会計管理者及び議会事務局長並びに北海道部設置条例(昭和29年北海道条例第91号)に定める部の長、その他道の職員のうちから知事が指定する者をもって充てることとし、本部長の命を受け、連絡本部の事務に従事する。

(連絡本部会議)

第4条 本部長は、連絡本部の所掌事項を協議するため、必要に応じ、連絡本部の会議(以下「連絡本部会議」という。)を招集する。

- 2 連絡本部会議は、副本部長、本部員をもって構成する。
- 3 本部長は、国の職員、その他道の職員以外の者を連絡本部会議に出席させ、意見を求めることができる。

(連絡本部の庶務)

第5条 連絡本部の庶務は、保健福祉部感染症対策局感染症対策課において処理する。

(指揮室)

第6条 本部長は、所掌事項に係る指揮命令の実務を担う連絡本部指揮室(以下「指揮室」という。)を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、指揮室に関し必要な事項は、本部長が定める。

(北海道感染症対策連携協議会等の意見等)

第7条 連絡本部は、所掌事項に関し、専門的な助言を受けるため、北海道感染症対策連携協議会及び北海道感染症対策有識者会議から、必要に応じ、意見を聴くことができる。

(地方連絡本部)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、総合振興局及び振興局並びに東京事務所に感染症対策地方連絡本部(以下「地方連絡本部」という。)を置くことができる。

- 2 地方連絡本部に感染症対策地方連絡本部長(以下「地方連絡本部長」という。)を置き、当該総

合振興局長及び振興局長並びに東京事務所長を充てる。

- 3 地方連絡本部長は、地方連絡本部の事務を掌理する。
- 4 地方連絡本部に感染症対策地方連絡副本部長及び地方連絡本部員、その他の職員を置き、当該総合振興局及び振興局並びに東京事務所の職員のうちから、地方連絡本部長が定める。
- 5 第3条第3項及び第4項の規定は地方連絡本部について準用する。

(地方連絡本部の所掌事項)

第9条 地方連絡本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- 2 総合振興局及び振興局に設置する地方連絡本部の所掌事項は、第2条に準ずる。
- 3 東京事務所に設置する地方連絡本部の所掌事項は、国及び国の関係機関との連絡調整に関すること及びその他道内の感染症対策に必要な事項に関することとする。

(地方連絡本部会議)

第10条 地方連絡本部長は、所掌事項を協議するため、必要に応じ、地方連絡本部の会議を招集する。

(地方連絡本部の庶務)

第11条 地方連絡本部の庶務は、地方連絡本部長が別途定める。

(運営に関する必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連絡本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

本部員一覧表

本部長	本部員			
	副本部長	要綱3条4項に規定する本部員	要綱3条4項の規定に基づき 知事が指定する者	
知事	副知事	警察本部長 教育長 公営企業管理者 病院事業管理者 会計管理者 議会事務局長	総務部長	職員監 危機管理監
	副知事		総合政策部長	知事室長 次世代社会戦略監 地域振興監 交通企画監
	副知事		環境生活部長	ゼロカーボン推進監 アイヌ政策監
			保健福祉部長	新型コロナウイルス感染症対策監 少子高齢化対策監
			経済部長	観光振興監 食産業振興監
			農政部長	食の安全推進監
			水産林務部長	
			建設部長	建築企画監
				空知総合振興局長 石狩振興局長 後志総合振興局長 胆振総合振興局長 日高振興局長 渡島総合振興局長 檜山振興局長 上川総合振興局長 留萌振興局長 宗谷総合振興局長 オホーツク総合振興局長 十勝総合振興局長 釧路総合振興局長 根室振興局長 東京事務所長

※各総合振興局長及び振興局長並びに東京事務所長は、連絡本部の「本部員」であり、かつ、「地方連絡本部長」となる